

## 中国の商標法では？

### 登録要件

県クラス以上の行政区画の地理的名称又は**公衆に知られた外国の地理的名称**は商標としてはならない。ただし、その地理的名称が別の意味合いを有し、又は団体商標、証明商標の組成部分になっている場合を除く(10条2項)

- ・出願人名義にその地名が含まれており、商号を商標とする場合は除外 例:長谷川香料(上海)有限公司
- ・公衆に広く知られた地理的名称と文字や音が似ており、誤認を生じさせる場合は適用 例:「札幌」(33類 果実酒)
- ・日本とは違い、指定商品との関連性が希薄
- ・日本の「のみ」の規定はない→組成部分であっても拒絶

権利の効力が及ばない範囲(実施条例49条)

登録商標に組成される地理的名称については、商標権者は他人の正当な利用に対する禁止権を有しない

中国は日本と全く違って、非常に画一的な登録要件の文言を置いています。次のような内容です。ひとつは、県クラス以上の行政区画の地理的名称、これは商標の登録を認めないという規定です。問題は、「または公衆に知られた外国の地理的名称は商標としてはならない」と規定されているところです。

外国の有名な地理的名称とらうふうに、結果としては中国の公衆が、その出願の時知っていたかどうかを立証するというのが、商標権を中国で取得されてしまった地理的名称については必要となります。これが、日本にとっては非常に不利で、中国中心の登録要件を規定している内容となっています。

また、日本と違って指定商品との関連は見ません。日本のように「のみ」という規定はなく、適用は画一的だということです。

また、権利の効力が及ばない範囲についての規定も、形の上では、中国は置いています。ところが、地名として自由に使える範囲は極めて限定的というふうに、この文言から考えられます。厳格に適用されてしまうと、中国の人が地名と認識しなければ、商標の登録をどんどんとられてしまう。それから地名について商標権をとられてしまって、日本の本家本元が地名として使うといった場合には、地名として使うということで使えるのではなくて、正当な利用であるということを具体的に立証しないと使えないということになっています。

# 中国の公衆に知られたレベル

公衆に知られたレベル

東京、北海道、神戸、長野、札幌、名古屋

審査官によって分かれるレベル

広島、奈良

公衆には知られていないレベル

宮城、鹿児島、熊本、佐賀、千葉、神奈川、仙台、岩手

※他の意味が生ずる地名

京都、千葉、山梨、広島、東京、山口

著名な地理的名称以外は保護すべき法的根拠はない！

第三者が権利化しても取り消すべき法的根拠がない！

↓

早めの出願を！ ex:岐阜、会津

中国の公衆が、外国の有名な地名だと認識するものは、「東京」、「北海道」、「神戸」、「長野」、「札幌」、「名古屋」といったものです。中国の商標審査官によって考え方が分かれるのは、「広島」、「奈良」です。以下、公衆には知られていないので、一方的に中国企業に商標権が取得されてしまう日本の地名が、「宮城」、「鹿児島」、「熊本」、「佐賀」、「千葉」、「神奈川」、「仙台」、「岩手」といったものです。

## 公衆に知られたレベル



19類 拒絶査定

神戸

29類 拒絶査定

神戸屋

29類 拒絶査定

図形と東京「TOKYO」が結合しているもの、これは19類、プラスチック製の建築専用材料などの区分については、やはり外国とはいえ中国でも地名と認識するからだめですとい判断です。

「神戸」が29類、食肉の区分、「神戸屋」も29類の区分で、商標登録はだめですといわれており、ここは納得できるところです。



神戸 KOBEE

9類 拒絶査定



30類 拒絶査定



29類 拒絶査定

「神戸」については、9類、産業機械の区分の例ですが、これについても外国の地名と中国のかたに認識されることからだめです。それから「長野」、その下の牛が走っているような図形に「長野」と書かれているものも、日本の地名だと認識されて、登録が認められていません。



名古屋

43類 拒絶査定



名古屋

3類 拒絶査定



2類 拒絶査定

「名古屋」についても、43類、レストラン業などのサービスを含む区分、3類、洗剤とか化粧品の区分、2類、塗料の区分などで、登録を認められていないという状況です。

## 審査官によってわかれるレベル



ならづけ

**奈良漬**

25類 拒絶査定

29類 拒絶査定

図形と「広島」が結合されたもの、これは25類の衣類などが含まれる区分ですが、これについては拒絶になっておし納得できるかと思えます。

「奈良漬」についても、29類の食肉について拒絶になっています。

## 公衆には知られていないレベル

宮城

30類 出願中

宮城  
Gongcheng

31類 公告中

鹿兒島

35類 異議申立中

「宮城」については、30類で、お茶、菓子、米について、既に申請されています。すると、宮城米というものを中国に売りに行く場合には、この申請が商標登録されてしまいますと、これは商標権の侵害で「宮城」という表記の削除が求められてしまう事態が想定されます。「宮城」は31類、魚・果実・野菜の区分でも官報に掲載されています。鹿兒島」は35類、広告宣伝というサービスの区分ですが、これについて公報に掲載され、現在係争中という状況です。



熊本

33類 登録済



佐賀

12類 登録済

佐賀  
zuohe

31類 登録済

熊本」は、33類のお酒について中国企業に登録されてしまっています。  
佐賀」は12類、乗り物の区分で登録されてしまっています。  
佐賀」は、31類、果物、野菜の区分で登録されています。

# 佐賀

29類 登録済



千葉

29類 登録済



千葉名茶

30類 登録済

「佐賀」とか「千葉」というのも各々の食品区分について中国企業によって登録されています。



11類 登録済



29類 登録済



29類 登録済

「神奈川県」は11類、電気機械器具の区分で、「仙台」「岩手」については29類の食肉の区分について、既に中国において、中国企業が権利取得してしまっているという状況です。

## 地域の手当てがされている例

# 岐阜

25類他 登録済  
財団法人岐阜県産業文化  
振興事業団

# 会津

33類他 出願中  
財団法人福島県産業振興  
センター

日本の事業団のかたが、積極的に中国で申請し権利固めされているのが、「岐阜」「会津」です。「岐阜」は、25類、衣服・履物の関係で権利取得していますし、「会津」についてもお酒のたぐいで権利取得されているという状況です。したがって、結論から言えば、中国では地名であったら画一的に登録を認めませんということではなく、中国の公衆が、外国の有名な地名であると認識して初めて、地名であるという判断をされ、商標登録から外すという判断になるわけですから、中国企業が商標権を取得してしまっていると、無効審判などで、そういう条件を果たして、どうい形で立証し、明確にすることができるのかというのが、大きな問題になってきます。

## 意識の違い

中国では、地名を団体商標や証明商標として「●●市  
●●協会」等で権利化させる意識が高い

既に、内外を含む400件近くの地理的名称が中国で  
「正当に」登録済

（2008年7月27日現在「中華商標2008年9月号」より）

「琉球泡盛」は「沖縄県酒造組合連合会」名義で、中  
国、台湾、香港等で団体商標済（中国は出願中）

団体商標として、「琉球泡盛」というのが、積極的に権利化を図っている具  
体的な事例をご覧ください。

# 団体商標としての権利化

《台湾》

商標種類	商標種類	正商標種類	商標種類
註冊/審定號	01325447	正註冊/審定號	01325447
申請案號	99607796	商標	日本
申請日期	99/10/09	註冊日期	99/08/16
審定公告日期		註冊公告日期	99/08/16
審定公告卷期		註冊公告卷期	95-296
優先權日期		優先權國家	
商標顏色	藍色	專用期間	10/08/15
申請人/商標/標準權人	中文名稱	沖繩縣酒造組合連合會	
	中文地址	日本	
	英文名稱	OKINAWA DISTILLERS ASSOCIATION	
	日文名稱		
代理人	中文名稱	環球泡盛 奉文樓	
	中文地址	臺北市松山區敦化北路201號1樓	
商標中文			
商標英文			
商標日文			
商標記號			
商標圖樣不在專用之列			
商標圖樣描述			
說明文字內容			
商品類別	33	類似組群	350101 - 3201 - 3301 - 430201
		類品名稱	日本沖繩縣產之泡盛酒：蒸餾酒：酒（啤酒除外）。

28

台湾では、2008年8月16日に沖縄県酒造組合連合会の名義で出願し、登録されています。多区分指定を利用して、5類の薬剤、32類のビールや飲料、33類の日本酒、洋酒、果実酒、そして43類のサービスである飲食物の提供について権利取得されています。

《中国》

商标的详细信息			
注册号/申请号	0334953	国际分类	33
申请日期	2007-10-22		
申请人名称[中文]	冲绳县酒造组合协会	申请人名称[英文]	11 & 12类啤酒类第33类... 7日 33类
申请人名称[英文]	OKINAWA DISTILLERS ASSOCIATION	申请人名称[英文]	2-8-9 NOKATO-MACHICANNA-CITY, OKINAWA JAPAN
商品名称	琉球泡盛	商品 / 服务名称	3302
注册公告日期		核准公告日期	
初审公告日期		续展公告日期	
初审公告期		初审公告期	9
注册公告日期		续展公告日期	
首次公告日期	无	权利人名称	北京伊登福知识产权代理有限公司
指定颜色		商标类型	集体商标
是否注册商标	是	商标	
商标说明			
<p>第一类 33类</p> <p>泡盛酒, 无酒精饮料, 酒精饮料</p>			
<p>打印 关闭</p>			

中国では、「琉球泡盛」と書かれた右のほうにあるように、33類、お酒の区分で出願されています。

## 《香港》

香港特別行政區政府知識產權署商標註冊處  
Trade Marks Registry, Intellectual Property Department  
The Government of the Hong Kong Special Administrative Region

商標紀錄 Trade Mark Records	
[210] 申請編號: Application No.:	300972108
狀況: Status:	已收核申請資料, 申請待決
[540] 圖標: Mark:	琉球泡盛 琉球泡盛
[550] 商標種類: Mark Type:	集體商標
[730] 申請人 姓名/名稱、地址: Applicant's Name, Address:	沖繩蒸酒造組合連合會 日本 沖繩那霸市 港町二丁目9番9號
[740] 申請人的送達地址: 750] Applicant's Address For Service:	遠近法律師事務所 香港 中環都爹利街11號 律敦治中心疊訊大廈1408室
代理人地址: Agent's Address:	香港 中環都爹利街11號 律敦治中心疊訊大廈1408室
[511] 類別編號: Class No.:	33
[511] 貨品/服務說明: Specification:	類別33 酒(啤酒除外); 蒸釀酒; 日本沖繩蒸酒之泡盛酒。
[220] 提交日期: (日-月-年) Date of Filing: (D-M-Y)	12-18-2007

香港でも33とらお酒の類で、「琉球泡盛」が団体商標という形で申請されています。

## (参考) 団体商標と証明商標

### 団体商標

団体の構成員であることを表示するために使用するもの

### 地域団体商標(日本)

組合自身または構成員が使用する商標として需要者に周知されており、地名名称+商品名等から構成されるもの

例「草加せんべい」「有馬温泉」「仙台黒毛和牛」

### 証明商標

商品の特徴(原産地、製造方法、材料等)を証明するもの

団体商標は、例えば、農業協同組合であれば、そういう組合名で権利を取得します。組合に所属する構成員に、その商標を使わせる形で、取得する母体と使う人が違うといったものが、団体商標です。したがって、権利の所有者と使う人が違うわけですから、どういうルールで団体に入れるのか、あるいはどういうルールで商標を使えるかを明確にするのが、やや難しいというような制度になります。日本の場合には、中国で地名に関する権利取得というのは、積極的に団体商標も検討しながら取得していくことが必要となります。